

帰還困難区域（大熊町）に所在する病院に入院していた90歳台の被相続人について、避難前後の症状や入院生活状況等を考慮し、原発事故と平成24年4月に避難先の病院で死亡したこととの間の因果関係を認め、死亡慰謝料が賠償されたほか、同月までの被相続人の日常生活阻害慰謝料が月額10万円増額して賠償された事例。

和解契約書（全部）

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）について、申立人X（以下「申立人」という。）と被申立人東京電力ホールディングス株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

第1 表明及び保証

申立人は、被申立人に対し、次の事項を表明し保証する。

- 1 亡A（以下「被相続人」という。）が平成24年4月〇日に死亡し、申立人が、全相続人による遺産分割協議により、被相続人の被申立人に対する損害賠償請求権を承継したこと
- 2 申立人の知る限り、上記遺産分割協議を行った相続人が、被相続人の全相続人であること

第2 和解の範囲

申立人及び被申立人は、本件に関し、別紙記載の損害項目（別紙記載の期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力が及ばないことを相互に確認する。

第3 和解金額

被申立人は、申立人に対し、別紙記載の損害項目（別紙記載の期間に限る。）についての和解金として、金8,281,518円の支払義務のあることを認める。

第4 仮払補償金

申立人及び被申立人は、被申立人が申立人に対し、本件の和解金として金300,000円を支払い済みであることを確認する。

第5 支払方法

（省略）

第6 清算

申立人と被申立人は、別紙記載の損害項目（別紙記載の期間に限る。）について、以下の点を相互に確認する。

- 1 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人が被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。ただし、本件和解仲介に関する弁護士費用については、本和解に定めるもののほか、当事者間に何らの債権債務がない。
- 2 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人は被申立人に対して別途請求しない。

第7 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人及び被申立人が署名（記名）押印の上、申立人及び被申立人が各1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成30年12月27日

（仲介委員 増山宏）

損害項目	期 間	金 額
日常生活阻害慰謝料 (被相続人分を申立人が相続)	平成23年3月11日～平成24年4月27日	1,400,000
日常生活阻害慰謝料(増額分) (被相続人分を申立人が相続)	平成23年3月11日～平成24年4月27日	1,400,000
生命身体的損害(死亡慰謝料) (被相続人分を申立人が相続, 遺族固有の慰謝料を含む)		4,800,000
生命身体的損害(治療費・文書料)	平成23年3月18日～平成24年10月4日	69,693
生命身体的損害(雑費)	平成23年4月12日～平成24年5月9日	19,534
生命身体的損害(見舞い交通費)	平成23年3月22日～平成24年4月27日	160,254
生命身体的損害(葬儀関係費用)	平成24年4月25日～平成24年5月19日	190,828
本件和解仲介に関する弁護士費用		241,209
合 計		8,281,518